児童扶養手当と公的年金給付等との併給について

「児童扶養手当法」の一部が改正されました(平成26年12月1日から)

これまで、公的年金(注1)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

(注1) 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等。

今回の改正により新たに手当を受け取れる方

- お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している方
- 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している方
- 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみ を受給している方
- 障害基礎年金 子の加算額が児童扶養手当額より低い場合 など

<参考:児童扶養手当の月額> (平成27年4月~)

区分	手当の全額	を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人のとき	月額	42,000円	月額 41,990 円から 9,910 円まで
児童 2 人のとき	月額	47, 000 円	月額 46, 900 円から 14, 910 円まで
児童3人以上のとき	3 人目から児童 1 人増すごとに、3,000 円加算		

<sup>※</sup> 児童扶養手当額は所得に応じて決定されます。受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、ご相談ください。

## 【 新たに手当を受給するための手続き 】

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

児童扶養手当は、必要書類を添えて申請手続きを行い、市長の認定を受けた 後、支給されます。

児童扶養手当の申請に必要な書類は、申請者のご事情によって異なるため、窓口でお話をうかがった上で必要な書類のご案内をしております。必ず窓口で相談した後に、必要書類を集めてください。

## 【 今回の改正により新たに手続が必要な方 】

- 障害基礎年金の子の加算の支給を受けないで児童扶養手当を受給している方
- 障害基礎年金の子の加算と児童扶養手当を併給している方(対象児童が 2人以上場合)

<sup>※</sup> 毎年 4 月の物価スライド等により子の加算額が改定された場合には、差額分の手当額についても変更となります。

● 障害基礎年金 子の加算支給については、日本年金機構のホームページをご覧ください。↓

## 障害基礎年金 子の加算について 日本年金機構

- 受給している年金によって書類の提出先が異なります。
  - ・障害基礎年金のみ受給している方
  - → 市民課国保年金係
  - ・障害厚生年金(1.2級)を受給している方
  - → 年金事務所
  - ・障害共済年金(1.2級)を受給している方は
  - → 各共済組合へお問い合わせください。

お問い合わせ 児童扶養手当に関すること 福祉課児童係 (電話:73-6618) 障害基礎年金に関すること 市民課国保年金係(電話:73-6611)

市役所開庁時間:8時30分~17時15分

市役所閉庁日: 土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

障害厚生年金に関すること 千葉年金事務所 (電話:043-242-6320)